

2015年おめでとうございます。

今年もよろしくお願ひいたします。

昨年6月に開催したNPO法人地域人権みんなの会の総会に参加してくれた会員の中元輝夫さんから感想文をいただいていた。新年の決意を新たにしたいと思い、少し時間が経過しましたが、ここに掲載させていただきます。



地域人権みんなの会 総会に参加して

中元輝夫

2014年度、地域人権みんなの会の総会 盛会に開かれたことを喜びたいと思います。私はさすが人権みんなの会と感心しました。今多くのところで高いマンションのごとき老人施設が建設され、入所されている人の部屋は、備品はきちんと整備されています。だが、一人ひとりの入所者は指定された場所に座られ、だまって何をすることもなく、その日そのときを過ごされていました。



昨日の総会に参加し、ななくさ、だんだん、かるがもの施設の状態に接し、私の心を熱くしてくれました。癌の人、認知症の人、障害のある人、独居で誰からも見離された人たちを受け入れ、それぞれの人たちの人権と人格を受け入れ、施設の職員が懸命にその人により添い、ねばり強く入所者の心をつかみ人間らしく生きる、そこに光を当てておられることに感動しました。

金ではなく、人権・人格を尊重し互いに励まし合って、職員自身が互いに成長している姿に驚きました。入所者も家族も安心して居場所をみつけ感謝されている。そして、こうしたことばに励まされ、職員自身も自信をつけてより良い施設へと発展している。しかも、地域の人や近所の人に支えられながら、それぞれの施設へと紹介されている。しかし、こんなに苦勞してより良い施設へと頑張っている小規模多機能事業所などには、どんどん公的支援が狭められている。社会福祉事業のために消費税は充当すると公約しながら、戦争する国、他国へ自衛隊を派遣できる集团的自衛権を強引に行使しようとする安倍首相はまさにペテン師で独裁者だと思うのです。

ななくさ、だんだん、かるがもで働いている皆さん、頑張ってください。どうかいま取り組んでおられる体験をもっと広く文集などにまとめて、多くの人に知ってもらえるよう広めていって下さい。期待しております。

漂流社会から高齢者を守るための学習集会

12月6日開催

人権週間中の12月6日、NPO法人地域人権みんなの会主催の学習会を開催しました。突然の解散・総選挙のまっただなかの集会となりましたが、介護事業所の関係者や市民など66人が参加されました。今回の学習集会は、2000年から始まった介護保険制度が2015年度より第6期に入るなかでどのように見直しされているのか。「漂流社会」「介護難民」が社会問題になっている、介護保険制度導入とあわせて開始された「法定成年後見制度」の活用が「権利擁護と生活支援」により必要なもの、身近な制度としてとらえる必要がある、と考えて企画しました。

今岡さんから後見制度の活用について

講師の今岡清廣さんは「権利擁護のための成年後見制度、その活用と課題」と題して以下の内容を述べられました。



——法定後見制度ができたのは2000年です。この年に介護保険がはじまっていますので、介護保険にあわせてつくられたものです。なぜつくったのかというと、介護保険は契約ですから、本人が契約できない場合は、かわって契約できる人がいるということです。元々は明治31年の禁治産・準禁治産制度というのがあってこれが100年ぐらいの歴史があるが、これが新しい制度に移行するときに利用していた人は全国で3000人です。申し立ては本人と4親等内の親族ならできることなども含め、後見人には誰がなれるのかというと、本人はなれませんから、

親族がなる場合が多いですが、親族間で争いがある場合もしくは市町村で行政申し立てを行うと第三者ということになり、最終的に裁判所で決まります。

「逃げる福祉と逃げない刑務所」という言葉がありますが、できないことはできないと逃げるしかありませんが、誰かが対応しているからなんとか生きていけることはいっぱいあります。漂流社会から高齢者を守るということは、いろんな関係者がちょっと自分の職務から外れていると思っても、お互いに少しずつ補って、24時間、誰かが見守っていくキーパーソンのような人ができたらと思います。医療や福祉、行政が連携がとれる仕組みが大切だと思います。

講師の豊富な成年後見制度の活用の経験、そのもとにあるのは障害者施設の現場で40年の仕事経験、それも社会福祉全体を見通しながら後退は許さないという姿勢、同時に個々のケースで最善を尽くすという柔軟性などを学びました。

社保協の川谷さん、岡山市の大畑さん報告

県社会保障進協議会事務局長の川谷宗夫さんは、医療・介護総合法のもとで医療態勢の再編が最終的には患者を介護施設に追い出す流れとなること、その介護にかかわっても制度は後退させていっていること、介護施設の労働者の実態とその改善の必要性、などを話され、憲法25条こそいかさすべき道ですと強調されました。

続いて、岡山市高齢者福祉課の大畑誠課長が、「岡山市の介護保険・高齢者施策」と題して報告してくれました。特に、岡山市の認知症ケアパスとしてのオレンジプラン、その概要を示され、できる限り住み慣れた地域で過ごせることが基本です、と強調されていました。

意見交流の場で、みんなの家ななくさ、かるがものケアマネさんから後見制度が必要な事例とスムーズに運ばない悩みなども出されました。後見人の仕事の内容や接触の頻度についての疑問などもあり、その答弁を通じて理解がさらに高まった学習会となりました。

2014 年度「人権を考える学習集会」シリーズ

『漂流社会から高齢者を守るための学習集会』

アンケート集計結果

2014 年 12 月 6 日(土)10:00~12:30 岡山市勤労者福祉センター 5 階体育集会室

講演:「権利擁護のための後見制度、その活用と課題」

今岡 清廣さん(今岡社会福祉士事務所所長)

報告:①「医療・介護総合法と介護現場の現実」

川谷 宗夫さん(岡山県社会保障推進協議会・事務局長)

②「岡山市の高齢者・介護の基本計画のその内容」

大畑 誠さん(岡山市保健福祉局高齢者福祉課・課長)

◆参加数:66 名

◆アンケート回収数:29 名(回収率 44%)

Q1. 今回の講演についてご感想をお書きください

- ・後見人について、制度をわかりやすく説明があってよかった。実際の関わりのとりにくみ発表もあり、大変参考になった。少しの手助けで、地域で生活出来るようになればと思いました。
- ・後見制度に於ける専門職が、適正な報酬を得る制度であるかどうか、今後制度を支える専門職が育成されるかの分岐点になるのでは・・・
- ・後見人制度についてわかりやすかったです。知らない人も多いと思いますが、いい制度だと思うので、もっと活用できたらいいと思いました。
- ・後見人について、勉強しても理解できない事も多いですが、身近な事例で経験したことから学んでいきたいと思えます。事例で説明を聞き、とても解りやすく勉強になりました。
- ・内容が盛りだくさんで、時間が足りなかった感じがしました。ドイツ、イギリスなど先進的な国のとりにくみも知りたいと思いました。
- ・今の社会体系は昔と違ってきている。身内、親類に全てゆだねることも難しい一人身の方も多。後見人に頼らざるを得ない状況だが、病院の入退院にしても死亡後のことにしても、本当はそこまで後見人がする必要はなく・・・(これはケアマネもよくあること)。では誰がそこを担うのか?公的な機関など、今後必要になってくるのではないのか?そこを+アルファのボランティア精神や、仕方がないがする人がいないから…という良心に頼り、後見人やケアマネがする現状では、いずれ破綻すると思う。今後も
- つと後見人が必要な方は増えるのだから・・・。とても切実な難しい問題だと感じています。
- ・後見人の制度は、何度勉強会に参加させていただいても理解が出来ない部分がありましたが、全部を理解しなくても大丈夫なんだと思安心しました。
- ・制度については大まかにわかってきた。個々のケースが大切。質問されたり相談されても答えることができないが、自分は聞ける場所があると知った。
- ・後見人活動の一端が理解できてよかった。私自身が来年4月から後見人活動を開始する予定なので、ケースを多く知ることが重要ではないかと考えている。後見人活動を市民に理解してもらう努力を、関係機関が協力して行う必要性を感じます。
- ・後見制度を利用している方は少ないですが、勉強になりました。
- ・いい勉強になりました。何回聞いても成年後見については分からない事が多いです。今岡さんのP2の表で医療同意権×になっていますが、手術とか検査の同意書などのサインは出来ないのか?本人が出来なければ、誰がするのか?と思いました。
- ・自分自身が障害者なので、高齢化していくと今後増々生活が困難になると心配しています。早め早めに対応していくことが大事だと思いました。

- ・制度の詳しい内容の理解ができ、とても充実した講演内容でした。まだまだ、世間認知が必要な制度だと思いました。
- ・後見人制度について、なんとなくだが分かった。医療介護総合法について、現実きびしいと思いました。
- ・成年後見制度が必要と思われる方がいた時、参考にしたい。申立手続きや費用についてわかりやすく話してもらえ、初めて知る事も多くあった。
- ・事例を混ぜてだったので、想像ができわかりやすかったです。
- ・後見人制度の活用の具体的な方法がわかりやすく説明された。実際のところ、ケースを通して後見人の活動のたいへんさに驚く。介護現場では、「すさぶ介護者のこころ」と話されましたが、今後現場で一人ひとり孤立しない働きが重要と思われました。介護保障施策では、オレンジプランにおいて認知症の症状悪化において、ある程度先を見通して、先々を考えて動く事と提起をされたことに考える課題が多いように思われました。
- ・後見制度の流れがよくわかりました。ありがとうございました。介護保険制度については、机上の空論的なところが大きい気がします。一度現場に来られて、一ヶ月ぐらい研修して頂きたいです。
- ・介護現場でケアマネージャーをしています。低所得で身寄りのない利用者が多く、生活面で支障がでています。成年後見制度について、もっと知りたく本日参加しました。今岡先生には聞きたいお話が一杯あります。もっともっと時間が欲しかったです。
- ・「それは私の仕事じゃない」と、仕事とわりきってしまえば楽なのかもしれませんが、やはり、その方と関わっていくうちに、愛情のような物

がめばえ、ほおっておけなくなってきました。ただ、+アルファの部分が一人の人に集中してしまうと、とても大変。いろんな方が少しずつ助けていけるといいですね。ただ、それはサービス残業的な部分。サービス残業のままにしておいていいのでしょうか・・・？その人にも生活があります。（経済的にも、時間的にも）



- ・現場の実態も含め話していただき、とっても良く分かりました。中でも、自らの仕事の枠を超えての手助けがあつての高齢者の生活が守られているのがわかりました。
- ・「権利擁護のための後見制度、その活用と課題」の話を聞いて大変勉強になりました。今後の仕事などで相談などがあれば参考にさせていただきたいと思いました。もう少し事例の話を詳しく聞きたかったです。後見人の仕事の大変さを知る事ができた。
- ・後見人のお世話や、市の今後の方向を伺いたかったので、参考になり勉強になりました。
- ・後見人の方の仕事としては、金銭財産管理と聞いていましたが、事例報告を聞いて、後見人として付いた人を全部引き受けて対応しておられるので驚きました。「仕事はこれ」ではなく、独居の方が多い職場で考えさせられる事が多かったと思います。

Q2. 今回の報告についてご感想をお書きください

- ・「いつでも入れる刑務所、逃げる福祉」という言葉を聞き、今後の介護、福祉がどうなるのかと思いました。要介護者が一日でも長く在宅でも過ごせるように少しでも力になれるよう援助

できれば良いと思いました。「逃げない福祉」という言葉が気になりました。

- ・小規模デイサービスですが、介保制度の改正により今後どうなっていくか不安です。小規模ならでの利用者とスタッフの密な関係性の中で、

サポートをしています。特段のリハビリ等の専門性がない為、施設の維持が困難なのではないか。

- ・介護職員がもっと増えるようになってほしい中で、もっと給与面が改善できるような仕組みになってほしいと思いました。地域包括ケアシステムについては、理想としてはいいと思いますが、実現するのは難しいのかなと思いました。近所づきあいが昔からあるような所はいいが、近所づきあいが嫌う人達が多くいる所も多くあると思います。人口の少ない村や町に住んでいる方などは、負担が大きいのではと思いました。
- ・講演の内容も参考になりましたが、現場の方の事例と質問も大変参考になりました。
- ・市の方の介護で費用を減らすためのオレンジプラン。認知症の早期発見にも、軽度の人への公的な支援ができなければ、悪化の進行になるでしょう。軽度からの専門的支援こそ悪化防止につながると思うのですが。家族援助こそ、専門性が求められます。誰でもできることではありません。
- ・川谷さんの報告で「基準の偽装・心すさぶ介護労働者」の実態（県北）が、他の関係労組に相談されている社会福祉法人があります。県の指導ものりくらり。こんな法人などへの指導など。集団でのとりくみをするには、どうすればいいのでしょうか？心ある職員が離職してしまうと、利用者を守ることができなくなります。



- ・限られた時間でポイントが報告され、勉強になりました。これから高齢化が進む中に、どう地域での支援体形をつくっていくか。国への制度

要求とともに、地域のとりくみも大切と思います。

- ・最近の病院の入院中の対応。受診に際しての対応がかなり変わってきたと感じる。（悪い意味で）棲み分け、役割の違いということかもしれないが、決して良くはなっていない。受診拒否が増えた。
- ・自分の知っている範囲で、人員配置などを不正している事業所を知らなかったのが、不正している方が多いと聞いて驚きました。「何事も正しく」をキープするのは難しいのだと思いました。世の中には困難事例がたくさんあるのですね。
- ・介護職は増やしたいが、報酬が下がれば増やせない。賃金は上げられない施設は、働く人のために基準を満たしていない偽装をして、そして介護職の不満を生み人が減る。すべて悪い方についている。先が見えない。（報酬が下がるから、加算をつけて収入をあげないといけない）
- ・行政、現場、研究機関、それぞれの立場から報告していただくのが、問題点を深めるのにいいのではないかと思います。
- ・川谷さんの報告はよくわかりました。私たちの知らないところで、この3年間に医療が大幅に変わる事がよくわかりました。独居の人が多くなっている中で、入院中の援助は誰がするのか、これから医療が専門化される中で、どうなるのか？
- ・今後、日本の福祉がかなり悪くなると心配しています。誰でもが安心して暮らせる社会に変えていくために、自分ができることはしたいです。
- ・現場全く無視の法律改定の現状に、とても疑問を覚えました。純真な気持ちを持ち続けている人は、辞めていくという現実介護ヘルパーをしていて、いつも目の当たりしているので、本当に辛いです。年々、熱意が失われるというのは、現実、自分にもおこっていることだと思うので、改善は強く望むところだと思いました。
- ・岡山の地域での活動について、ケアシステムについて、先を見通したシステムを作っていく、という点でなかなか難しいと思った
- ・病院の今後について勉強になった。ベッド数が減ると入院時に困るし、通院の病院も考えないといけないのかなと思う。

- ・介護職の給料が低いので、一般職に転職を考えるのは当然だと思う。
- ・岡山市の65歳以上の介護保険料が、かなり負担になっているのではないかと思った。
- ・新たな制度がわかりやすく、まとまっていたので聞きやすかったです。
- ・行政の方（いろいろ検討内容はあっても）の参加はGood!!
- ・この度の学習集会、報告で日頃現場の問題の課題が多くありました。いい学習集会に参加させて頂きありがとうございました。
- ・私の施設でも同じような事例がたくさんあり、家族のあり方や対応、病院のあり方など理不尽な事が多すぎ、「なんとかならないか」と思う事がよくある。本人は施設に入りたくないけど、在宅生活は限界にきている。家族も全く介入しない状態。小規模多機能でありながら限界がある。結局、無理やり、騙し騙し入所して頂いた事があり、本人に申し訳ない思いが残った。
- ・「医療・介護総合法」のもと、ますます医療現場と介護現場が忙しくなります。高齢者が「もうけ」の対象となり、介護労働者のこころがすさぶ現状・・・先が見えず、自分自身いつまで働き続けられるか不安です。
- ・川谷さんの話の中で、介護現場の大変さ、そして介護労働者の人間らしさが失われる実態の話が心に残り、とても残念に思いました。大畑さんの話は、市も積極的に高齢化社会に向けて頑張っているのだな・・・と感じました。
- ・「医療・介護総合法と介護現場の実実」の報告を聞いて「医療・介護総合法」こんな法律があることは、少し知っていましたが、詳しく話を聞いたので大変勉強になりました。また介護現場の実態を知る事ができました。
- 岡山市の介護保険・高齢者施策については、地域で高齢者を支える活動、支援など難しい課題があるな～と感じました。やはり、介護保険料が上がるのと、自己負担が上がるのが今後わかりましたが、介護が受けたくても受けられない人が増えるのではないかと思います。
- ・川谷さんの報告で、法令を守られない事業所が多くあるのは問題だし、介護報酬の低さにも経営できないことも理由にあるし、市も国に振り回されて大変だと実感しました。
- ・一人老人世帯（子供なし）での甥、姪の支援のあり方。将来の自立生活ギリギリでの必要経費の扱い方。
- ・介護現場の実実では、「偽装」と「もうけ」が当たり前になっている。非常にショックです。心ある介護者・介護現場もありますが、課題があるだけに、現場から流れるスタッフもいるのも現実です。
- ・大畑さんの話は、介護者や住民にどう協力させるかについて、一生懸命に知恵を絞っているように感じました。担当課や厚労省の本来すべき課題をどう解決していくかに、努力して欲しいと思います。町内会のボランティアに頼る介護の解決策はゴメンです。

Q3. あなたが学習の対象にしたい分野、関心をよせられている課題、疑問をもっておられる内容などについて、ありましたら書き下さい

- ・今後の医療、介護制度について。在宅。
- ・後見制度も今後に向けて、本人の意思尊重と保護のバランスで、どういう方向性に向かうのか疑問。
- ・障害者が高齢になり、介護保険が優先となってくることの兼ね合い、問題について。高齢になり介護保険から使うこととは違いが出てくると思うので。
- ・すべて学習中です。いろいろと知りたいです。
- ・介護保険の動向について知りたい。来春の改定内容。
- ・気軽に法律や制度を自分に活用できる所がもっと増えてほしいと感じました。
- ・小規模多機能の訪問は、明確な援助時間規定はないが、訪問介護事業所のヘルパーは、援助時間が決められ、思うような援助ができない制度になっている。
- ・介護制度（これから）どうなるのか不安で、自分の親の介護に対しても色々考えさせられました。
- ・今後の介護保険制度がどうなるのか気になる。
- ・いろいろな方面。

- ・身寄りのない方の入院中の本人の支援は、誰がするのか？

認定調査の時、認知度が高い方でもその時には、きちんと話が出来たりするが、〇分ほどの話でわかる事は少ないと思うが、そこに家族以外の者が同席はされないという規則があるのは、どうかと思う。ケアマネも同席させて頂きたいです。

- ・私自身、社会福祉士の資格をもっているため、成年後見人制度には関心があります。事例をもとに今岡先生から詳しくお話を聞きたいです。
- ・子供の権利、虐待のこと。子育てのこと。
- ・社会保障の問題（医療、介護、年金）今後、高齢者が増えていくので心配、不安です。
- ・認知症の学習。福祉施設の役割。

Q4. 学習集会の運営等に関して、ご意見がありましたらお書き下さい

- ・一人暮らしの高齢者を見守る地域（町内とか学区）での活動のあり方。
- ・題材に対しての関係機関の当事者に来てお話ししてもらおうと、その立場からの身体的な考えがわかり、良いと思う。自分の立場だけだと偏ってしまうので。
- ・良かったです。が、もう少し質問の時間があれば良かったです。
- ・後見制度など、今日は大変勉強になりました。ただ、知識だけではなく実践しなければ理解しにくい内容でした。
- ・学習集会を開いて頂き、ありがとうございました。
- ・今流行りのワールドカフェ的な運営も時にはあっても（基調報告、グループミーティング、まとめ）
- ・5〜6人グループに分かれて、自分の意見を言う・・・何か声に出して帰る・・・といったのを考えても良いのでは？ただ聞いて帰るのではなく・・・何か言って帰る・・・みたいな。



2014 年度第 2 回理事会(拡大)を開催 2014 年 11 月 27 日

11 月 27 日、岡山市北区下伊福西町の岡山県民主会館で 2014 年度 2 回目の理事会を開催しました。

理事総数 9 人のうち 8 人と 3 つの小規模多機能型居宅介護事業所の管理者、ケアマネの方々にも参加してもらい、15 人での会議となりました。

介護事業所の運営・経営状況に関する件

「ななくさ」「かるがも」「だんだん」3 つの事業所別の収支状況並びに全体の収支状況など実績報告に加えて、事業所運営にかかわって最近の特徴、課題などが報告された。①「ななくさ」では、利用者さんは現在 24 人、経営的には 5 月から概ね 500 万円を超えている。スタッフは 16 人、そのうち看護師も複数で対応している。②「かるがも」は利用者さん、現在 21 人。4 月から数えると 9 人やめて 8 人新規という入れ替わり状況。12 月と 1 月から新しい利用がきまった。③「だんだん」では、利用者さんが 12 月から 18 人、地域包括や地域の医療機関からの紹介が多い。「ななくさ・だんだんの秋まつり」は、地域の人たちも含めて 90 人が参加、11 月には 52 人で秋の行楽に出かけたりしている。また、この項では、国における介護保険報酬改定などの動向も別紙資料を示しながら報告され、全体で審議した結果、運営・経営状況について承認された。

2014 年度後半の取り組みの重点に関する件

総会での提起に基づき、①事業活動の安定・強化をめざし将来展望を切り開くために、財政的安定の確保、ネットワークの必要性については、改めて話し合う機会を設定すること、②浅田訴訟の現状と課題、今後の取り組み、これからは、障害者支援と介護保険の制度上の違いを明確にしていくこと、③成年後見人制度の活用支援については、同一法人内での後見制度は利用できないので、年度内を目途に検討していくこと等が報告提案された。審議の結果、全会一致で承認された。

いよいよ迫りました

岡山県地域人権問題研究集会 2015

NPO法人地域人権みんなの会も加盟する実行委員会が主催する研究集会です。2012年2月から毎年2月の第1土曜日に開催してきました、岡山県地域問題研究集会は今年も2月7日に開催します。ぜひ、積極的にご参加いただきますようご案内させていただきます。

日時 2015年2月7日(土) 10:00~16:30
場所 岡山市勤労者福祉センター5F 体育集会室、他 ※会場確保 8月
参加費 一般 1,000円、障害者・学生 500円
規模 200人
テーマ「人権と連帯が花開く岡山に一憲法が輝く地域づくりー」

午前の部 基調講演—小畑隆資実行委員長
日本国憲法の人権国家構想——基本的人権の安全保障体制の確立を!

午後の部 分科会

- 【第1分科会】「地域人権の確立のために」
 - 【第2分科会】「福祉と人権」医療・介護総合法と普通に人間らしく生きたい私たちの願い
 - 【第3分科会】「子どもの人権を考える」
 - 【第4分科会】「労働者の人権」—マツダ派遣切り裁判で何が問われたのか—
 - 【第5分科会】「住み続けたい地域やまちづくり」
 - 【第6分科会】「人権と平和・原発」
-

浅田訴訟

第8回口頭弁論は 1月28日(水) 午後3時より

浅田訴訟第7回口頭弁論は、2014年11月19日に開催され、37名が傍聴しました。

原告の弁護士から、被告が支援法不支給処分理由に「介護保険を申請しなかったために、上乗せすべき給付量が算定できなかった」としたことに対して、浅田さんの生活実態の情報を持たない専門家に依頼して、浅田さんの処分以前のH24年3月の「重度訪問介護実績記録」(被告の証拠書面)をもとに介護保険要介護5が支給された場合の支援法による上乗せ給付がどれだけできるかを調べた結果、介護保険の申請がない段階でも、介護

保険で足りない部分を補う支援法介護支給量が明確にできたこと、を証明しました。

また、被告が介護保険の「見守り」も重訪の「見守り」が同じと主張しましたが、①内容の違い。②介護保険を利用後「見守り」時間が少なくなっていること。③浅田さんにとって「見守り」時間の意義から介護保険の「見守り」と支援法の重度訪問介護の「見守り」とは全く異なるものであると、陳述しました。

次回期日は来年1月28日(水) 午後3時からと決まりました。

岡山市保健福祉局長と面談、岡山市長へ署名提出 2516筆 53団体

2014年12月22日、浅田達雄さんをはじめ8人は保健福祉会館へ。「議会採択に添って65歳になった障害者の介護保険に障害者総合支援法の福祉サービス併給条件を一日も早く撤廃させることを求める要望書」、53団体、2516筆を提出し、岡山市保

健福祉局長さんたちと話し合いでした。局長さんは、議会で採択された重みを感じています、またこれだけの署名が提出されたことも受けて検討します、と回答されました。